**草津市教育振興基本計画（第２期）**

**（概要）**

# 計画策定にあたって

## 計画策定の趣旨

草津市では、平成２２年３月に「草津市教育振興基本計画」（以下「第１期計画」という。）を策定し、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を基本理念と定め、「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「地域に豊かな学びを創る」の３つの施策の基本方向のもと、本市教育の向上に取り組んできました。

この間、国においては、改正教育基本法を踏まえ、子どもたちの「生きる力」を一層育むことを目指した新学習指導要領を平成２３年度から段階的に実施しています。さらに、「いじめ防止対策推進法」の制定など、様々な教育改革を推し進めています。

また、我が国の社会状況は激しく変化し、また東日本大震災を機に「人の絆（きずな）」の大切さが再認識されています。

このような中で、第１期計画が計画策定から５年を経過することから、平成２７年度を計画初年度とする「草津市教育振興基本計画（第２期）〔平成２７年度～平成３１年度〕」(以下｢第２期計画｣という。)を策定するものです。

## 計画の位置づけ

本計画は、国の第２期教育振興基本計画（平成２５年度～平成２９年度）を参酌しつつ、本市の市政全般にかかる総合計画である「第５次草津市総合計画」を踏まえた、教育行政分野における計画です。また、子ども・子育て部門における「草津市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を保ちながら、施策を推進していきます。

## 計画期間

本計画は、平成２７年度（2015年度）から平成３１年度（2019年度）までの５年間です。第１期計画の後期５年の計画に当たります。計画期間中であっても、見直しを行います。

# 計画の基本理念と施策の基本方向

平成22年度からの10年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を「基本理念」として示しており、後期の５年間（平成２７年度から平成３１年度）の計画として位置付けられる第２期計画においても、この「基本理念」を継承します。

　-基本理念-

子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

教育に力を注ぐことは、そのまちの未来を創ることにつながります。「子どもが輝く教育のまち」を実現することは、本市の大きな目標です。

また、本市には宿場町としての特徴である、「出会い」と「多様性」があります。

本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

**施策の基本方向**

施策の基本方向は、「１．子どもの生きる力を育む」「２．学校の教育力を高める」「３．地域に豊かな学びを創る」の３つで、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。この基本方向に対して９つの目標を設定しました。

本市には、県内や全国をリードする学校での教育実践が多くあり、地域には地域協働合校の理念を実践する多くの取組やノウハウがあります。また、教育資源も多く、地域の方々による様々な取組が行われており、これらは草津の「強み」と言えるものです。

第１期計画に引き続き、９つの目標の実現に向けての取組は、これらの「強み」を活かしながら新たな「強み」を構築し、「強み」を「特色」へ、さらには、多くの人の心を引きつける「魅力」へと発展させながら、計画的にまた重点的に推進します。

**－３つの施策の基本方向－**

**―９つの目標―**

**目標１**．豊かな心と健やかな体の育成

**目標２**．生活習慣と社会性の育成

**目標３**．確かな学力の育成

**目標７**．生涯学習・ｽﾎﾟｰﾂの充実

**目標８**．文化・芸術の振興

**目標９**．地域協働合校の推進

**目標４**．教職員の指導力の向上

**目標５**．学校経営の充実・向上

**目標６**．教育環境の充実

**子どもの生きる力を育む**

社会性やコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時代をたくましく生きる力育みます

**地域に豊かな学びを創る**

地域の中に豊かな「学び」を創り、すべての人が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

**学校の教育力を高める**
学齢期のすべての子どもの教育を担う学校の教育力を高め、子どもたちの「生きる力」を育成します。

# 計画で取り組むこと

(１)子どもの生きる力を育む

**目標１．豊かな心と健やかな体の育成**

～推進する取組～

* **子育て支援の充実**
* **就学前教育の充実**
* **交流活動や体験活動の充実**
* **道徳教育・人権教育の推進**
* **いじめを根絶する取組の推進**
* **健やかな体づくりの推進**
* **子どもの安全・安心の確保**

「豊かな心と健やかな体」とは、「自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心」と「たくましく生きるための健康や体力」のことです。この豊かな心と健やかな体の育成に向けて、子どもの発達段階に応じて、学校、家庭、地域、行政がお互いに連携・協力し効果があがるような取組を継続します。また、子どもたちが安心して過ごせるよう、いじめ根絶に取り組みます。

**目標２．生活習慣と社会性の育成**

～推進する取組～

* **生活習慣形成のための啓発活動の推進**
* **規範意識・社会性を育てる学校教育の推進**
* **キャリア教育の推進**
* **青少年の健全育成運動の推進**

子ども時代に身につけたよき生活習慣や社会性は、自らを律し、他者との関係を良好にし、社会の中で自己実現を図っていくうえでの大きな力になります。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にして、連携・協力しあいながら子どもによき生活習慣と社会性を育む取組を継続します。

**目標３．確かな学力の育成**

「確かな学力」とは、「世の中の様々なことに興味や関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲と態度」、「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」、「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」のことです。子どもたちの発達段階を踏まえ、ＩＣＴの活用等による協働型・双方向型の授業革新の推進と学校・家庭・地域との連携などにより、「確かな学力の育成」を身につけるための教育内容・方法の一層の充実を図ります。

～推進する取組～

* **学校教育充実プログラムの実施**
* **ICT機器を活用した授業の推進**
* **社会の最前線で活躍される方による特別授業の推進**
* **読書活動の推進**

(２)学校の教育力を高める

**目標４．教職員の指導力の向上**

～推進する取り組み～

～推進する取組～

* **教職員研修の充実**
* **目標マネジメント制度による人材育成**
* **全教員によるICT機器等を活用した授業の実施**
* **授業公開と授業研究の推進**
* **教職員の教育研究活動の推進**

学校の教育力には、教職員の指導力が大きく影響します。教職員の育成と資質の向上を図り、質の高い授業の実現に努めます。

**目標５．学校経営の充実・向上**

学校の教育力向上のためには、教職員個々の力を高め、組織し、統合して学校としての総合力を高めることが必要です。また、効果的な教育課程を編成・実施し、保護者・地域の活力を学校教育に活かすこと、関係機関との協力関係を築くことも重要であり、これらの取組により、今後も学校経営の充実と向上を図ります。

～推進する取組～

* **特色ある教育課程の編成・実施**
* **地域の活力を生かした学校経営**
* **教職員の指導体制の強化**
* **学校教育を支援する体制づくり**
* **地域による学校支援の充実**

**目標６．教育環境の充実**

良好で質の高い学びを実現する教育環境は、学校の教育力を高めます。施設・設備のハードと学習教材等のソフトの両面で、今後も教育力向上につながる環境整備の充実に努めます。

～推進する取組～

* **学校等の施設・設備の整備**
* **学校のICT化のさらなる推進**
* **学校図書館の機能の充実**
* **開かれた行動する教育委員会**
* **教育政策のあり方に関する検討**

(３)地域に豊かな学びを創る

**目標７．生涯学習・スポーツの充実**

すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、学び、成果を活かすことができ、また、スポーツを楽しめる豊かな人間性のあふれる地域学習社会の創造を目指します。

～推進する取組～

* **生涯学習の機会の充実**
* **生涯学習施設の整備・充実**
* **学習ボランティアの育成・活用**
* **誰もが参加できる環境学習の推進**
* **市民の生涯スポーツ活動の支援**
* **競技スポーツの推進**
* **社会体育施設の整備・充実**

**目標８．文化・芸術の振興**

文化や芸術には、人に安らぎや生きる喜びをもたらし、豊かな心を養う力があります。また、人と人を結びつけ、立場や世代を超えて人間としての共感を呼び覚ます力があります。こうした文化・芸術の力を活用し、社会全体を活性化させ、心豊かで魅力のあるまちづくりを進めます。

～推進する取組～

* **文化財の保護と活用**
* **郷土愛を育む地域づくりの推進**
* **市民が文化・芸術にふれる機会の推進**

**目標９．地域協働合校の推進**

平成10年度から始まった本市の地域協働合校の取組により、「地域で子どもを見守り育てる」という意識の定着がみられるようになってきました。その一方で、様々な課題も出てきていることから、当初のねらいの実現を目指し、今後も子どもと大人が共に学ぶための取組の充実と発展に努める必要があります。

～推進する取組～

* **地域による学校支援の推進**
* **子どもと大人が共に参加する地域活動の推進**

# 計画推進に向けて

## 計画推進にあたっての役割分担と連携

本市では、第１期計画から、市、学校、家庭、地域の役割を位置づけています。これは、教育施策の効果的な推進のためには、各主体が役割を意識して課題を把握し、それぞれの課題解決を支援するよう連携していくことが重要であるためです。

第２期においても、計画を効果的かつ着実に実施していくために、市、学校、家庭、地域のそれぞれの担うべき役割を、以下のように整理します。

◆◇市の役割

市は、本計画を進捗管理するとともに、実態を把握し、改善に向けた施策の検討を行うなど、よりよい教育環境の整備に努めます。

また、学校、家庭、地域が、それぞれの役割を果たすにあたって、支援、啓発に努めます。

◆◇学校の役割

学校は、地域社会との連携を密にし、子どもたちが将来自立して社会で生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスのとれた力を育て、生きる力を確実に育成する場です。

教員は、子どもたちと向き合い、子どもたちの可能性を最大限引き出すことに努めます。

◆◇家庭の役割

家庭教育は、基本的な生活習慣、社会のルール、他人に対する思いやり、善悪の判断等、社会で生きていく上で基本的なことを教える場であり、保護者は、子どもの養育について第一義的に責任を負うものです。

また、家庭は、子育てや家庭教育に関する学習を支援するため、市、学校、地域が展開している様々な事業を活用し、自らの教育力を高めることが期待されます。

◆◇地域の役割

地域は、様々な体験や活動ができ、社会のルールや人間関係を学ぶ場であり、地域全体で子どもたちを見守り育てていく必要があります。

また、一人ひとりの大人の生き方が、子どもの成長に影響を与えることを自覚し、行動をしていかなければなりません。

## 各部局の横断的な取組

教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけではなく、市長部局が所管する分野を含み、市の組織が横断的、総合的な推進を図ることが必要です。

特に、平成２７年４月から始まる新たな教育委員会制度のもと、総合教育会議の中で、市長と教育委員会が十分な協議・調整を行い、教育に関する大綱の策定や教育政策に関する意識共有を行うなど、より一層の連携強化が必要になります。

関係機関が緊密な連携を保ち、情報の共有や相談、実施するべき事業・施策の選択、実施に向けての役割分担を明確に行い、迅速な対応を行うため、本市における横断的な取組を一層推進していきます。

## 点検・評価の適切な実施と計画の周知

教育施策を効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を改善につなげる仕組みが必要です。

第１期計画と同様に、施策の効果や課題等について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各事業の実施状況を点検・評価し公表するとともに、その結果を施策の展開に反映させながら、効果的かつ継続的な推進を図ります。

なお、計画期間中であっても教育制度の見直しや教育を取り巻く状況に変化があった場合には、計画内容の変更や施策への反映による適切な対応に努めます。

学校においては、教育活動や学校運営の状況について評価を行い、学校運営の改善を図ります。また、この情報は、保護者および地域住民、その他の関係者と共有します。

また、各主体が計画の意図を理解し、自らの行動に反映できるよう、本計画書を公表するとともに、計画内容を分かりやすく紹介するためのパンフレットやホームページ、広報誌等を用いた広報活動を行います。